告 示

埼玉県選管告示第十号

平成二十九年三月七日の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決した。平成二十八年十一月二十日執行の白岡市長選挙における選挙の効力に関する審査

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 德 治

裁決書

埼玉県白岡市小久喜1081番地2 審査申立人 細 井 公

上記審査申立人から平成29年1月10日付けで提起された平成28年11月20日 執行の白岡市長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、 次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての趣旨及び理由

1 審査の申立ての趣旨

審査申立人(以下「申立人」という。)は、平成28年11月20日執行の白岡市長選挙(以下「本件選挙」という。)における選挙の効力に関し、同月29日付けで白岡市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)に対し、異議の申出をしたところ、市委員会は、同年12月27日付けでこの異議の申出を棄却する決定(以下「原決定」という。)をしたので、これを不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙を無効とする裁決を求めるというものである。

2 審査の申立ての理由

審査の申立ての理由を審査申立書、市委員会の弁明書に対する反論書及び当委員会の申立人に対する質問の結果に従って要約すれば、次のとおりである。

- (1) 小島卓候補者(以下「小島候補」という。)は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)及び白岡市選挙公報発行条例(平成6年白岡町条例第13号。以下「市条例」という。)に規定する「経歴」を選挙公報に記載せず、有権者に投票の比較判断材料を故意に与えなかった。これにより、有権者の投票行動に大きな影響があった。
- (2)本件選挙の選挙公報は表面と裏面で縦横のレイアウトが異なり見づらく、また、標語等による投票啓発及び投票日の記載がなく不適切だった。さらに、防災行政無線による投票の呼びかけが1回のみであるなど市委員会の啓発は不十分であった。小島候補は、市長として市委員会のこうした「選挙隠し」を黙認し、「自らに有利な行動をとった」ことは選挙違反に該当する。

(3) 小島候補は、本件選挙において、事前に市の関係団体に推薦状の発行を強要し、市長の地位を利用した選挙運動を行った疑いがある。

裁決の理由

当委員会は、この審査の申立てにつきその要件を審理し、その結果、適法なものと認めたのでこれを受理し、市委員会からは弁明書を、申立人からは反論書をそれぞれ徴した。また、市委員会及び申立人に対して関係する証拠物件の提出を求めるとともに、申立人には口頭意見陳述の機会を与え、申立人及び市委員会書記長に対して申述及び証言を求めるなど、慎重に審理した。

そもそも選挙の効力に関する争訟において、選挙が無効とされるのは、法第205条 第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が 選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られる。

この「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。」(昭和61年2月18日最高裁判所判決)とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうものと解すべきである。」(昭和29年9月24日最高裁判所判決)とされている。

当委員会は、こうした観点から申立人の主張について、次のとおり判断する。

1 申立ての理由(1)について

法第172条の2において、「都道府県の議会の議員、市町村の議会の議員又は市町村長の選挙においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、第167条から第171条までの規定に準じて、条例で定めるところにより、選挙公報を発行することができる。」と規定されている。

この規定に基づき、白岡市では市条例を制定し、市議会議員又は市長の選挙において、選挙公報を発行することとしている。また、市委員会では白岡市選挙公報発行規程(平成11年白岡町選挙管理委員会告示第3号。以下「市規程」という。)を制定

し、選挙公報の掲載申請など選挙公報の発行手続に関し必要な事項を規定している。 申立人は、法第167条及び第168条、また、市条例第2条及び第3条において、 「氏名、経歴、政見等」と定められていることから、候補者は選挙公報にこの3点を 掲載することとされていると解すべきであるとして、本件選挙の選挙公報に「経歴」 を記載しなかった小島候補は、市条例に違反すると主張する。

市条例第2条において、「氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を選挙ごとに1回 発行しなければならない。」として、掲載事項や発行回数などを規定している。

しかし、掲載事項については、市条例第3条第3項において、「候補者は、その責任を自覚し、第1項の掲載を受けるに当たっては、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう記載をしてはならない。」と規定しているほか、特に禁止又は制限する規定はない。

また、市条例第4条第1項において、「委員会は、前条第1項の申請があったときは、 掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。」と規定していることから、 「氏名、経歴、政見等」は、掲載事項の一応の標準を定めたものと解される。

なお、市規程第1条において、掲載文原稿用紙の様式を定め、「氏名」欄を規定した上で、市規程第3条第3項において、「氏名欄には、通常使用する文字により候補者の氏名(中略)を記載しなければならない。」と規定しているが、特に「経歴」の記載を義務付ける規定はない。

このため、候補者は選挙公報に「経歴」を必ず記載しなければならないものではなく、小島候補が選挙公報に「経歴」を記載しなかったからといって、市条例に違反するとは言えない。

なお、申立人は、法第151条(経歴放送)において、「公職の候補者の氏名、年齢、 党派別、主要な経歴等」はそれぞれ必須の項目であると判断できることから、同じ公 職選挙法のなかで、選挙公報の「氏名、経歴、政見等」も同様に解するのが自然であ ると主張する。

しかし、経歴放送は、政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第6条第1項において、経歴書の様式を定め、「公職の候補者の氏名、年齢、党派別、主要な経歴等」欄を規定しているのに対し、選挙公報は、前述のとおり、市規程第1条において、掲載文原稿用紙の様式を定め、「氏名」(及び「写真」)欄のみを規定していることから、これらを同様に解することはできないものである。

次に、申立人は、小島候補が選挙公報に「経歴」を記載せず、有権者に投票の比較 判断材料を故意に与えなかったことにより、有権者の投票行動に大きな影響があった として、有権者が投票行動における判断を誤り、あるいは、投票行動自体を回避した と主張する。

しかし、申立人からは、その主張を証する具体的証拠は示されていない。

仮に申立人の主張するように選挙公報に「経歴」を必ず記載しなければならないと しても、それは候補者の義務違反であって、選挙の無効について規定する法第205 条第1項における「選挙の規定に違反する」場合に該当するものではない。

また、選挙公報は有権者が候補者を判断するための重要な手段ではあるが、有権者は、候補者の政見や主張など様々な情報をもとに自らの投票行動を決定するのであって、申立人が述べるように選挙公報に掲載された「経歴」のみによって投票行動を決定するとは必ずしも言えない。

このため、小島候補が選挙公報に「経歴」を記載しなかったことにより、選挙の自由公正の原則が著しく阻害されたとは認められない。

なお、市委員会書記長も、本件選挙において、市民等から「小島候補の経歴が選挙 公報に掲載されていないため候補者を判断できない」といった問い合わせなどはなか ったと証言している。

加えて、市委員会書記長は、平成28年10月12日に開催した立候補予定者説明会において、申請に当たっての注意事項等を説明するとともに、各候補者から掲載文等を受理する際には、審査要領に基づき、市条例等に沿って作成されているかなど形式的な審査を行ったと証言している。その上で、各候補者から提出された掲載文を写真製版により原文のまま掲載し、選挙公報を発行したと証言しており、このことは市委員会から提出のあった証拠物件からも認められた。さらに、同年11月17日に各世帯に新聞折込みにより配布するとともに、市内の駅や公共施設に備え置くなどの補完措置を講じたと証言している。

また、前述のとおり、市条例第4条第1項において、「委員会は、(中略)掲載文を 原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。」と規定しているが、これは候補者 の政見等の内容を審査検討して掲載の許否を決定させることは、候補者の政見等の発 表の自由を侵害し又は侵害するおそれがあることも考えられるのでこれを禁じ、もっ て選挙の公正を保障しようとするものと解されている。

市委員会としては、候補者から「経歴」を記載しない掲載文が提出されたとしても、 この掲載を拒むことはできず、また、これを訂正すべき権限も義務もないものである。 このため、市委員会は、本件選挙の選挙公報の発行に関し、選挙の規定に違反する ものではない。

したがって、小島候補が選挙公報に「経歴」を記載しなかったことについて、市委 員会が選挙の規定に違反し、又は選挙の自由公正の原則が著しく阻害されたとは認め られない。

2 申立ての理由(2)について

申立人は、本件選挙の選挙公報は表面と裏面で縦横のレイアウトが異なり見づらく、 また、標語等による投票啓発及び投票日の記載がなく不適切だったと主張する。 しかし、市委員会書記長は、本件選挙において、市民等から「選挙公報が見づらい」 といった苦情などはなかったと証言しており、こうした主張は、あくまで申立人の主 観の域を出ないものである。

また、市規程第7条により選挙公報の様式を規定し、表面に選挙名、執行年月日、候補者選挙公報である旨の表示、委員会名、候補者掲載欄を記載することとしているが、標語等による投票啓発や投票日を含め、裏面や余白に何を記載するかは、市委員会の決定書でも述べられているとおり、発行者である市委員会の裁量に属するものである。

市委員会から提出のあった本件選挙の選挙公報は、表面には市規程で規定する必要記載事項をすべて記載しており、裏面を利用して投票所案内図及び一覧表を記載していることが認められた。

このため、市委員会は、市規程に基づき選挙公報を作成しており、選挙の規定に違反するものではない。

次に、申立人は、防災行政無線による投票の呼びかけが1回のみであるなど市委員 会の啓発は不十分であったと主張する。

しかし、市委員会の決定書でも述べられているとおり、市委員会は、法第6条第1項の趣旨に沿って、投票日当日の午後4時に防災行政無線による投票の呼びかけを行ったほか、「広報しらおか」及び白岡市公式ホームページへの選挙期日等の掲載や市内の駅における横断幕の掲示、ポケットティッシュの配布を行うなど複数の選挙啓発を実施しており、また、啓発周知の方法についても選挙人を混乱させるような誤りは一切なく、選挙の規定に違反するものではない。

なお、市委員会書記長も、本件選挙において、市民等から「投票日が分からない」といった苦情などはなかったと証言している。

さらに、申立人は、小島候補は、市長として市委員会のこうした「選挙隠し」を黙認し、「自らに有利な行動をとった」ことは選挙違反に該当すると主張する。

この主張の趣旨は必ずしも明らかではないが、推察すると、前述のとおり選挙公報が不適切であり、また、市委員会の啓発が不十分であったため、本件選挙の投票率が36.60%と前回の平成24年11月18日執行の白岡市長選挙(以下「前回選挙」という。)の投票率に比べ12.43ポイント下回り、その結果、小島候補が有利になったというものと思われる。

しかし、選挙の投票率は、選挙の争点、当日の天候、候補者数など様々な要因により異なるものであり、本件選挙の投票率が前回選挙の投票率を下回った理由がすべて市委員会の啓発によるものとは言えない。

申立人が問題とする選挙公報や市委員会の啓発に関し、市委員会書記長は、前回選挙の選挙公報は、本件選挙と同様、表面と裏面で縦横のレイアウトが異なり、また、標語等による投票啓発及び投票日の記載はなかったと証言しており、このことは市委

員会から提出のあった証拠物件からも認められた。また、本件選挙の啓発は、予算及び種類において前回選挙と同様であり、防災行政無線による投票の呼びかけは、過去に市民等から苦情があったため1回に変更したものであり、前回選挙においても1回のみの放送であったと証言している。

また、申立人からは、本件選挙の投票率が前回選挙の投票率を下回ったことと小島候補が有利になったことの因果関係や、選挙違反に該当すると主張する理由及び根拠が具体的に示されていない。

このため、選挙公報が不適切であり、また、市委員会の啓発が不十分であったため、 本件選挙の投票率が前回選挙の投票率を下回り、その結果、小島候補が有利になった という申立人の主張は失当である。

したがって、本件選挙の選挙公報や市委員会の啓発について、市委員会が選挙の規 定に違反し、又は選挙の自由公正の原則が著しく阻害されたとは認められない。

3 申立ての理由(3)について

申立人は、小島候補は、本件選挙において、事前に市の関係団体に推薦状の発行を 強要し、市長の地位を利用した選挙運動を行った疑いがあると主張する。

しかし、仮に申立人の主張する違反行為が事実であったとしても、前述のとおり、 候補者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為は、選挙の無効について規定する 法第205条第1項における「選挙の規定に違反する」場合に該当するものではない。

もっとも、このような違法行為でも、「そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」(昭和61年2月18日最高裁判所判決)とされている。

ただし、その「特段の事態を生じた場合」とは、「例えば官憲その他による甚だしき 弾圧、干渉、妨害、又は広範囲に亘る買収誘惑等のため到底選挙法の理念とする自由、 公正な投票が期待しがたいような事由のある場合を指称するもので、候補者、選挙運動者又は選挙人等に選挙法の取締規定に違反するところがあっても、 かかる事由は右 にいわゆる選挙の規定に違反する場合に該当しないものと解する」(昭和30年8月26日大阪高等裁判所判決)とされている。

このため、本件選挙において、白岡市の選挙人全般の自由な判断による投票が妨げられたような特段の事態が生じたことを示す証拠は確認できず、選挙の自由公正の原則が著しく阻害されたとは認められない。

なお、市委員会書記長も、平成28年7月及び8月に市民等から「本件選挙の立候補予定者に推薦状を出してもよいか」といった問い合わせが2件あったが、その他に「推薦状の発行を強要された」といった苦情などはなかったと証言している。

加えて、「選挙管理委員会は、公職選挙法第6条の規定により、選挙の際における投

票の方法、選挙違反、その他選挙に関し必要な事項を選挙人に周知せしめる責務を課されてはいるが、同規定はいわゆる訓示規定であって効力規定ではないと解するのが相当であるばかりではなく、右規定は、選挙管理委員会に対し、選挙運動の取締規定違反の行為が行われた都度、一々その違反行為のあったことを選挙人に周知徹底させるための措置を講じなければならない義務までも課した趣旨のものと解することは相当でない」(昭和42年5月30日東京高等裁判所判決)とされている。

市委員会書記長は、平成28年10月号の「広報しらおか」において、選挙運動ができる期間や戸別訪問の禁止、署名運動の禁止、飲食物の提供の禁止などに関する啓発を行ったと証言しており、このことは市委員会から提出のあった証拠物件からも認められた。また、同年10月12日に開催した立候補予定者説明会において、「立候補予定者へのお知らせ」及び「地方選挙の手引」を配布し周知を行ったと証言している。

このため、市委員会は、候補者の選挙運動に関する啓発周知に関し、選挙の規定に違反するものではない。

したがって、小島候補が推薦状の発行を強要し、地位を利用した選挙運動を行った 疑いがあるとの主張について、それが仮に事実であったとしても、市委員会が選挙の 規定に違反し、又は選挙の自由公正の原則が著しく阻害されたとは認められない。

以上のとおり、申立人の主張はいずれも理由がないことから、原決定を取り消すべきとする申立人の主張は認められず、法第216条第2項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成29年3月7日

埼玉県選挙管理委員会